

損害賠償請求事件

原告 ■■■■■

被告 ■■■■■ 外2名

証拠説明書

令和3年3月9日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 岩本 拓也

甲号証	標目	原本・写しの区別	作成者	立証趣旨
1	判決	写し	東京地方裁判所 民事第49部裁判長裁判官松本 真外2	子に対する親の養育は、子に対する養育義務の反射的效果ではなく、人格的な利益であること等
2	110番処理簿	同上	城東警察署	令和元年9月8日に原告による被告に対する暴力は存在しなかったこと等
3	陳述書	同上	被告■■■	同上及び令和元年9月9日に被告■■■が被告江東区の教示に従い原告両親を欺いて長男を連れ去ったこと等
4の1	DVDR	同上	原告	令和元年9月8日に原告による被告■■■に対する暴力はなかったこと等
4の2	録音反訳書	同上	原告訴訟代理人	同上

5	【生活状況】 等	写し	被告（7枚目から10枚目は被告江東区）	被告■■■は原告からDVがなかったにもかかわらず虚偽のDV申告により被告江東区をして一時保護その他をせしめたこと等
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）	同上	警察庁	警察庁はDV保護法第8条の2に定める援助の対象を「身体に対する暴力」に限らず「生命等に対する脅迫を受けた者」にまで拡大していること等
7	今後の事について	同上	原告	令和元年9月8日、原告は、城東署員に対し、この日に暴力はなかったこと、被告■■■が別居することはやむを得ないが長男は原告とその両親で育て被告■■■との面会は自由に行ってよいこと、被告■■■の実家には行かないこと、を説明し書面化したこと等
8	はすみとしこ編著「実子誘拐『子の連れ去り問題』—日本は世界から拉致大国と呼ばれている」8頁～49頁)	同上	はすみとしこ	行政によるDV等支援措置が虚偽DVで父子を断絶させたい者にとって都合がよいこと等
9	はすみとしこ編著「実子誘拐『子の連れ去り問題』—日本は世界から拉致大国と呼ばれている」128頁～183頁)	同上	石垣秀之	親の別居による子どもの心理状態及子どもを連れ去られた親の心理状態等
10	児童の権利に関する条約	同上	外務省	一方の親と分離させられた子どもは他方の親と定期的に人的な関係及び直接の接触をする権利を有していること等

1 1	親権者	同上	法務省	子の連れ去りは親権の濫用であること等
1 2	DVとは？	写し	千葉県	子どもを一方の親から取り上げることは子どもを巻き込んだ暴力であること等

以 上